

千歳市週休2日モデル工事実施要領

令和4年11月30日市長決裁

(目的)

第1条 建設業においては、担い手不足が懸念され、若手技術者や技能労働者の確保、育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における週休2日の確保などによる働き方改革が求められている。

この要領は、千歳市が発注する建設工事において、建設現場における週休2日を確保していくに当たり、現状の課題や問題点を把握し、「千歳市週休2日モデル工事」(以下、「モデル工事」という。)を実施するため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

(2) モデル工事

千歳市が発注する工事のうち、週休2日を見込んだ工期設定を行い、モデル工事として設定したものをいう。

(3) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)がすべて終了した日をいう。なお、夏季休暇3日間及び年末年始6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨・降雪による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含むことができるものとする。

現場閉所率の算定方法

$$K(\%) = A / (B - C)$$

K：現場閉所率(%)

A：現場閉所日数(ただし夏季休暇3日間及び年末年始6日間の期間分を除く)

B：週休2日確認対象期間日数(工事着手日から工事完成日までの期間)

C：Bのうち、夏季休暇3日間及び年末年始6日間と重複する日数

(対象工事)

第3条 発注者がモデル工事として設定した工事を対象とする。なお、対象工事の設定に当たっては、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日(休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日)を適正に見込んだものとする。

(発注方式)

第4条 受注者希望方式とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができる。

(補正方法)

第5条 建設業の施工体制等の実情を踏まえ、国が示す全体平均を上回る4週6休以上の現場閉所の達成状況を確認できた場合は、経費の補正を行う。

2 受注者が週休2日による施工を希望したモデル工事は、工事完了までに現場閉所率を算出し、対象期間における現場の閉所状況に応じて、補正係数を各経費に乘じる設計変更を行うものとする。

なお、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乘じるものとする。

「現場の閉所状況」、「補正係数」、「補正対象経費」、「市場単価補正係数」については次のとおり。

工事の補正対象経費

土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費

営繕工事費：労務費

現場の閉所状況

4週8休以上

現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合

4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%(8日/28日)未満の場合

4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%(7日/28日)未満の場合

補正係数

	現場の閉所状況		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

補正対象経費 土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費

営繕工事：労務費

市場単価の補正係数 土木工事は別紙1、営繕工事は別紙2による。

- 2 なお、現場閉所状況が4週6休に満たないもの及び受注者が週休2日の取組を希望しなかったものについては、補正の対象としない。

（実施における留意事項）

第6条 週休2日確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施に当たってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

- 2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績評価において減点等の措置は行わない。
- 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることもできるものとする。
- 4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することができるものとする。なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人数により対応することとする。
- 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、関係書類（工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）の提示により確認を行うものとする。
- 6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。
- 7 週休2日の履行が確認できたモデル工事は、工事成績評価において加点評価を行う。
- 8 モデル工事の検証を行うため、受注者は、発注者からアンケートの調査依頼があった場合は協力するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

千歳市週休 2 日モデル工事における市場単価等の補正について（土木工事）

土木工事における市場単価の補正については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（施行）」（令和 3 年 2 月 19 日付国技建管第 9 号）に従い、次のとおりとする。

< 土木工事の市場単価補正係数一覧 >

下の一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから、補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。

名称	区分	補正係数		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
鉄筋工		1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 5
ガス圧縮工		1 . 0 1	1 . 0 2	1 . 0 4
インターロッキングブロック工	設置	1 . 0 0	1 . 0 1	1 . 0 2
	撤去	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 5
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1 . 0 0	1 . 0 1	1 . 0 1
	撤去	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 5
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1 . 0 0	1 . 0 1	1 . 0 1
	撤去	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 5
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 4
	撤去	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 5
防護柵設置工（落石防護柵）		1 . 0 0	1 . 0 1	1 . 0 2
防護柵設置工（落石防止網）		1 . 0 1	1 . 0 2	1 . 0 3
道路標識設置工	設置	1 . 0 0	1 . 0 1	1 . 0 1
	撤去・移設	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 4
道路付属物設置工	設置	1 . 0 0	1 . 0 1	1 . 0 2
	撤去	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 5
法面工		1 . 0 0	1 . 0 1	1 . 0 2
吹付砕工		1 . 0 1	1 . 0 2	1 . 0 3
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1 . 0 1	1 . 0 2	1 . 0 3
道路植栽工	植樹	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 5
	剪定	1 . 0 1	1 . 0 3	1 . 0 5

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

< 下水道（管路）の市場単価補正係数一覧 >

「下水道用設計標準歩掛表（令和3年度版）の改定」（国土交通省）に従い、次のとおりとする。

下の一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから、補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砂石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

千歳市週休 2 日モデル工事における市場単価等の補正について（営繕工事）

営繕工事における市場単価、補正市場単価および物価資料の掲載価格の補正については、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法の運用について（改定）」（令和 2 年 6 月 23 日付国営積第 4 号）に従い、次のとおりとする。

市場単価と補正市場単価は、課長通達の補正係数から算出した以下の表 A - 2、表 E - 2 及び M - 2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）ロ．基準補正単価の表 A - 1、表 E - 1 及び M - 1 の「市場単価および補正市場単価改修補正率」によらず、表 A - 2、表 E - 2 及び M - 2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

< 表 A - 2 建築工事の補正率 >

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。な
記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。